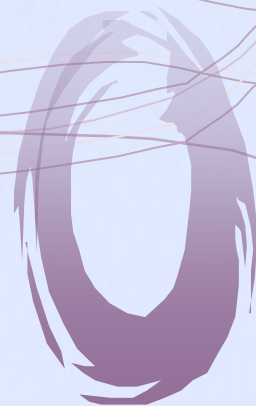


THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

日本商品先物取引協会 会報

2016.1 VOL.15



目 次 (2016.1 VOL.15)

I 巻頭挨拶「平成28年 年頭所感」

日本商品先物取引協会 荒井史男会長	1
-------------------	---

II 主務省寄稿 「平成28年 年頭所感」

農林水産省 食品流通課 高橋 和宏 課長	3
----------------------	---

経済産業省 商取引・消費経済政策課 三浦 聡 課長	4
---------------------------	---

III 内部管理責任者制度の創設について 5

IV 平成27年の相談状況及び苦情、紛争処理状況について 8

V 統計資料等

1 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況	1 1
--------------------------	-----

2 店頭商品CFD取引の状況	1 2
----------------	-----

3 登録外務員数の推移	1 4
-------------	-----

4 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧	1 5
------------------------	-----

5 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧	1 5
--------------------------	-----

6 国内商品市場取引に関する統計・資料等について	1 6
--------------------------	-----

I. 巻頭挨拶

平成28年 年 頭 所 感

日本商品先物取引協会

会長 ^{あら い ふみ お} 荒井史男

明けましておめでとうございます。

皆様には、お健やかに新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様ご案内のとおり、商品先物取引業界はこの数年、平成23年に施行された改正商品先物取引法によって導入された不招請勧誘規制の緩和を強く要望してまいりましたが、昨年6月に、「顧客保護に留意しつつ市場活性化の観点から検討を行う」とした内閣の規制改革実施計画を踏まえた主務省の省令改正によりその一部緩和の実現を果たしました。

そもそも、不招請勧誘規制が導入されたのは、過去の苦情の頻発による業界の社会的信頼の低下にその原因があります。日商協では、この社会的信頼の回復のために、平成16年、18年、21年の法改正による勧誘規制の強化に応じた自主規制ルールの見直しや、会員各位のご協力のもと、数次にわたる各種プログラムを実行してまいりました。

これらによって、会員の内部管理体制の整備が進み、コンプライアンス水準が大幅に向上いたしました。その帰結として苦情等の発生件数は大幅に低下し、日商協の相談センターが扱った件数はピーク時から95%も減少しております。

不招請勧誘規制の一部緩和の背景には、このような実績と相俟って、業界が着実に社会的な信頼を取り戻しつつある実態があるからだと考えています。

この過程において、会員各位には様々なご尽力やご苦勞、新たな取り組みの工夫などがあったことと承知しております。これまでのご協力に感謝を申し上げますとともに敬意を表します。

一方で、社会的信頼の向上への取り組みに終わりではなく、常に前進しなければなりません。この規制緩和に対して強い反対意見が出されたことも忘れてはならず、業界に対する信頼、評価の向上に引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

日商協としては、ここ数年取り組んでいる商品デリバティブ取引の社会的信頼性向上、会員のコンプライアンス向上の支援、その中でもデリバティブ取引の種類及び取引形態を踏まえた自主規制の実施、投資家との接点となる外務員の資質向上といった施策に重点を置き、不招請勧誘規制の緩和によりトラブルが増加することのないよう事業を実施していく所存です。

具体的には、日商協では、平成24年から「コンプライアンス体制の確立」及び「外務員の資質向上」などを目的とした「コンプライアンス体制確立プログラム」に取り組んでまいりましたが、昨年11月に本プログラムは所期の目的を達成したと判断して廃止し、今後は本プログラムの実践と経験を踏まえて、これらの課題は日常的な事業活動において取り組むこととしました。

そして、次のステージに進むための恒常的な仕組みとして、新たに「内部管理責任者制度」を創設し、本年7月から開始することにいたしました。

この「内部管理責任者制度」は、会員に画一的な内部管理体制の構築を求めるものではなく、会員それぞれのビジネスモデルに沿った適切な内部管理体制の整備・運用を標準化することにより、会員自らの手で常に問題を拾い上げ、効果をあげていくことを狙っております。会員各位におかれましては、引き続き、業界の社会的信頼の向上のために、日商協の事業に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、国内における商品先物取引市場の昨年の出来高及び取組高を見れば、「東京ゴールドスポット 100」の開始などの諸々の市場振興策によって、長らくの低迷から脱しつつあるように思えます。今後は、4月に予定される電力自由化を見据えて検討されてきた電力先物の上場や、コメ先物の本上場の実現等により市場の一層の活性化が望まれるところであります。

この新しい2016年が、商品先物取引業界が活力のあふれる魅力的な業界へと飛躍し、今後の揺るぎない発展に向けたスタートの年となることを強く期待いたします。

最後になりましたが、皆様の益々のご発展とご多幸を心よりお祈り申し上げまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



Ⅱ. 主務省寄稿

平成28年 年 頭 所 感

農林水産省 食料産業局
食品流通課長 たか はし かず ひろ 高橋 和宏

新春に当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。皆様方におかれましては、平素から商品先物取引行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

昨年10月より現職に着任し、皆様方とのご縁をいただきましたこと、誠にありがたく感謝しております。商品先物取引行政に携わるのは、平成4年以来となりますが、商品先物取引を巡る状況は、大きく変わっていると存じております。皆様方の御意見をできる限り多く伺いながら、数々の課題に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

さて、農林水産省では、農業や食品産業の成長産業化を進める産業政策と、農業・農村の多面的機能の発展を進める地域政策を車の両輪として、農政改革を推進しているところです。こうした政策を展開していく上で、公正な価格形成や価格変動の影響軽減等のために産業インフラとして欠かせない商品先物市場は大変重要と考えております。

こうした中、我が国の農産物の先物取引につきましては、昨年8月にコメの先物取引の試験上場が2年間再延長されることとなりました。農林水産省といたしましては、生産者をはじめとする関係者の皆様方とよくコミュニケーションをとりながら、安定取引の拡大及び伝統ある市場の更なる発展に努めてまいりたいと考えております。

日本商品先物取引協会におかれましては、昨年6月に施行された不招請勧誘禁止規制の見直しを踏まえた自主規制ルール の 制定等や昨年末の内部管理責任者制度の創設など、会員に対する指導・監督に真摯に取り組んでこられました。

また、会員の皆様におかれましても、トラブルの防止に向けて日夜取り組んでこられた結果、苦情や紛争の件数は大幅に減少しているところです。こうした皆様の各般の取組に対し、深く感謝と敬意を申しあげる次第です。

商品先物市場については、依然として厳しい状況が続いております。こうした状況を打開するためにも、皆様におかれましては、引き続き委託者保護に配慮した取組を進めていただくとともに、農林水産省といたしましても、皆様と一体となって長期的な視点に立った商品先物市場の活性化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

最後になりましたが、皆様の御多幸を祈念申しあげまして、新年の挨拶といたします。

平成28年 年 頭 所 感

経済産業省 商務情報政策局 商務流通保安グループ
商取引・消費経済政策課長 み うら さとし
三 浦 聡

平成28年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

平素より商品先物取引行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。
新年を迎えるにあたり、一言御挨拶を申し上げます。

日本商品先物取引協会におかれましては、商品先物取引法の認可を受けた自主規制機関として、これまで、自主規制の確立・徹底、紛議の解決及び外務員の研修・登録の業務を着実に推進され、会員企業の業務の改善、苦情件数の減少に多大な成果をあげてられました。

また、会員企業の皆様におかれましても、現下の厳しい状況の中、自主規制への対応、経営改善に努力してられました。

関係者の皆様の御尽力に改めて敬意を表します。

商品先物市場は、世界経済や国民生活と密接な関係を有するとともに、我が国のエネルギー政策を実施していく上で、欠くことのできない産業インフラとして重要な役割を担っています。

とりわけ、東日本大震災以降、我が国エネルギー政策が大きな転換期を迎える中、LNG先物市場の注目度が高まるとともに、電力先物の上場が可能となったことに伴い、総合的なエネルギー先物市場として、一層の活性化が期待されております。

昨年の商品先物市場の取引高は、昨年5月に新規上場した「東京ゴールドスポット100」の好調などを背景に、前年に比べて10%以上も増加するなど、回復の兆しが伺えます。

政府としましても、事業者が先物取引を通じて、ヘッジを円滑に行うことができるよう、ヘッジ会計を見直すとともに、昨年6月には、勧誘規制の見直しを実施いたしました。

日本商品先物取引協会及び会員企業の皆様におかれましては、委託者保護と商品先物市場の活性化の両立を目指し、引き続き御尽力をお願いいたします。

商品先物市場の活性化のためには、委託者が安心して商品先物取引を行える環境作りが不可欠であり、真に信頼性の高い商品先物業界を官民一体となって築き上げるべく、今後も御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、日本商品先物取引協会及び会員企業の皆様の御健勝と御多幸、並びに商品先物市場の益々の発展を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶といたします。

Ⅲ. 内部管理責任者制度の創設について

平成 27 年 11 月 25 日開催の第 136 回理事会において、会員の内部管理責任者等に関する規則及び「内部管理責任者制度等に関する規則」に関する細則を制定し、内部管理責任者制度を創設しました。

1. 制度創設の目的

- (1) 商品先物取引では、トラブルの多いことが社内的信頼の上で問題として存在してきました。本会は、この問題に対応するため、トラブルの解消を着実にを行うとともに、会員各社の内部管理体制の整備によりトラブルの未然防止を図る観点から、平成 18 年 12 月に策定した「商品取引トラブル解消アクションプログラム」を皮切りに数次のプログラムに取り組み、平成 24 年 9 月からは「コンプライアンス体制確立プログラム」を実行してきました。
- (2) これらのプログラムは、平成 17 年 5 月と平成 23 年 1 月に施行された法改正の下で求められる内部管理体制に関して自己点検を行うという会員の取組みを基礎とし、その報告に基づいて本会が監査によって内部管理体制の整備の度合を確認して指導するものであり、会員各社の内部管理体制は以前と比べて整備されてきました。「コンプライアンス体制確立プログラム」については、そこで取り扱ってきた課題は本会の日常的な事業活動で引き続き取り組むこととし、昨年 11 月に廃止しました。
- (3) 一方、昨年 6 月に施行された不招請勧誘規制を緩和した改正省令について、その検討段階から様々な議論がなされましたが、それらの議論を踏まえると、会員の内部管理体制については、それぞれのビジネスモデルの実態に即して常に問題を拾い上げ、対処していくことが必要となっています。
- (4) こうした状況に鑑み、会員各社が自社のビジネスモデルに応じて内部管理体制を整備・運用するとの基本的な考え方の基で、内部管理責任者制度においてその標準化を図ることにより、商品先物取引を取り巻く諸事情の変化に対応した内部管理制度の向上を目指すこととしました。

2. 内部管理責任者制度の枠組み（図表「内部管理責任者制度のスキーム図」参照）

(1) 基本的な考え方

会員の取り扱う商品デリバティブ取引の種類のほか、取引の相手方が個人であるか法人であるか、勧誘や取引の受注方法が登録外務員によるかネットによるか等のビジネスモデルにより、その組織状況及び取扱事務量等に大きな違いがあることから、すべての会員に共通した内部管理責任者制度を導入することは適当ではありません。

そこで、次のとおり取り扱うこととしました。

- ① 会員は内部管理総括責任者を任命するとともに、自社の組織状況及び取扱業務量等を勘案して営業単位を定め、内部管理責任者を任命、配置する。

- ② 個人顧客を主な対象として登録外務員による勧誘を伴う業務にあつては、相対的にトラブル発生の確率が高いことから、当該営業単位ごとに内部管理責任者に加えて、当該営業単位の長を営業責任者に任命し、配置する。

(2) 内部管理総括責任者

会員は内部管理責任者を任命しますが、役員構成の実態に鑑みて内部管理総括責任者の資格要件は必ずしも代表権を有していることに限定せず、内部管理を担当する取締役又はこれに準ずる者としています。

内部管理総括責任者は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、役員又は使用人に対して法令諸規則を遵守する営業姿勢を徹底させ、商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、内部管理体制の整備に努めなければなりません。

(3) 内部管理責任者及び営業責任者（以下「内部管理責任者等」という。）

- ① 内部管理責任者等の配置は、基本的な考え方で説明したとおりです。また、内部管理責任者等の資格要件は、本会が実施する「内部管理責任者等資格研修」の受講修了者となりますが、その受講要件は本会が行う外務員登録を受けている者又は金融先物取引業協会「内部管理責任者資格試験」等の合格者のいずれかとなります。

- ② 内部管理責任者等の責務は次のとおりです。

内部管理責任者は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、自らが内部管理責任者として任命された営業単位における営業活動が法令諸規則に準拠し、適正に遂行されているかどうか常時監視する等適切な内部管理を行わなければなりません。

営業責任者は、自ら法令諸規則を遵守するとともに、自らが営業責任者として任命された営業単位に所属する役員又は使用人に対し、法令諸規則を遵守する営業姿勢を徹底させ、商品デリバティブ取引の勧誘等の営業活動、顧客管理が適正に行われるよう、指導、監督しなければなりません。

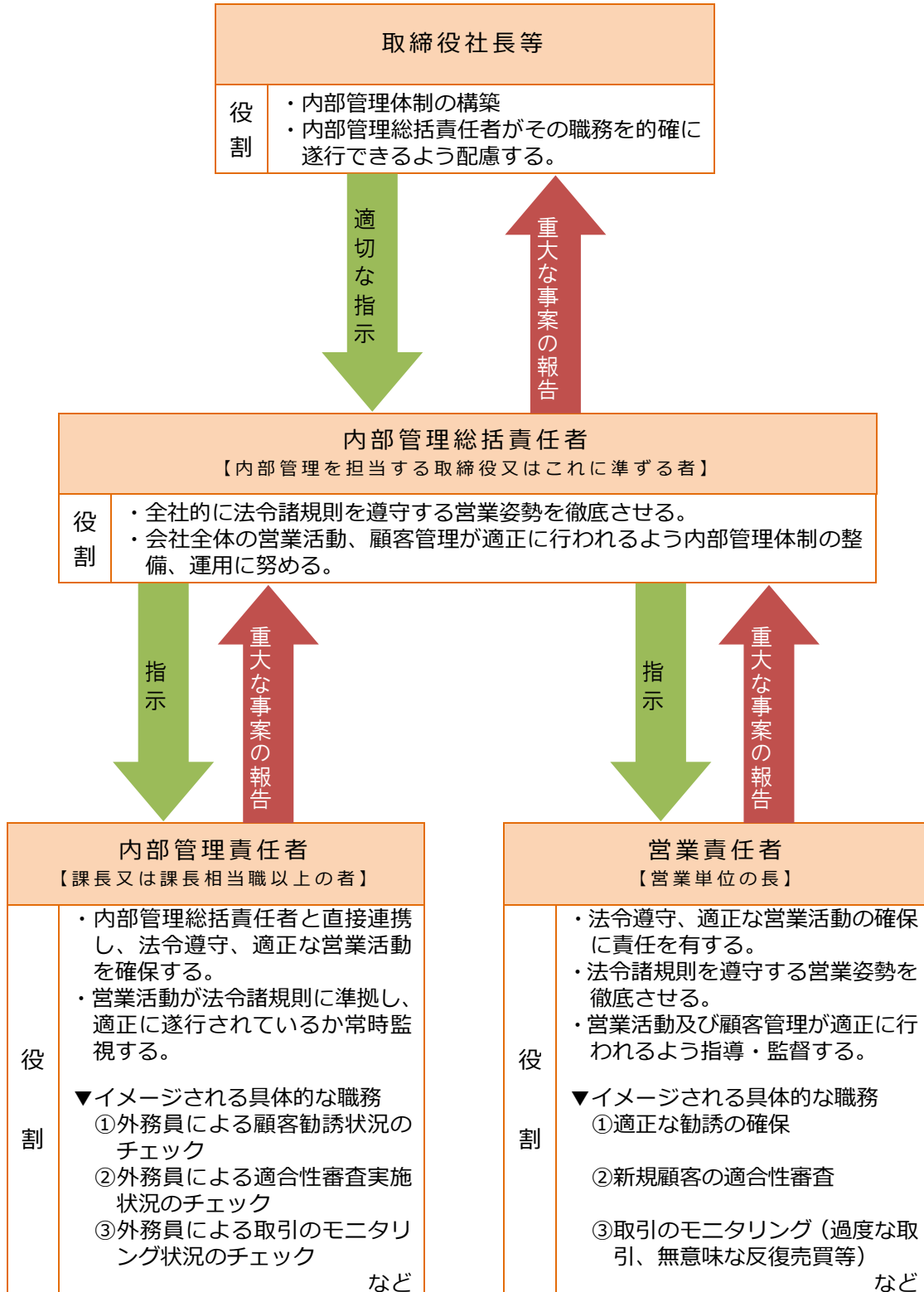
3. 内部管理責任者等の資格要件に関する規則等の施行時期

会員各社において本制度に適合した内部管理体制を構築するための、また、本会においても資格研修制度を構築するための期間が必要となるため、本規則は平成 28 年 7 月 1 日から施行します。

ただし、内部管理責任者等の資格要件に関する規定は、資格研修実施の関係もあって平成 29 年 1 月 1 日から施行します。

図表「内部管理責任者制度のスキーム図」

◆個人である顧客を主な対象として登録外務員による勧誘を伴う業務を行う営業単位の場合



※ 個人である顧客を主な対象として登録外務員による勧誘を伴う業務を行わない営業単位の場合は、営業責任者の設置は不要

IV. 平成27年の相談状況及び苦情・紛争処理状況について

本会の相談センターでは、平日の午前9時から午後5時までの間、商品デリバティブ取引に関するお客様からのご相談に応じるとともに、苦情及び紛争解決に努めています。

ここでは、平成27年1月から12月までの1年間に相談センターで取り扱った「相談（問い合わせ）」、「苦情」、「紛争仲介」等の受付状況等を集計し、平成26年（前年）との比較・分析を行いました。

○ 総括表

（単位：件）

区 分		平成 27 年	平成 26 年	対前年 増減
相談（問い合わせ）		399	449	－50
苦情		17	17	±0
紛争仲介		27	19	＋8
	苦情から紛争仲介に移行したもの	(6)	(11)	－
	紛争仲介に直接申出されたもの	(21)	(8)	－

1. 相談（問い合わせ）

- 相談センターでは、商品デリバティブ取引に係る全般的な質問にお答えしております。
- 相談は無料です。
- 協会では、次に掲げる相談、苦情及び紛争の解決を行うことができません。
 - ① 商品デリバティブ取引以外の有価証券取引や外国為替証拠金取引等に係るもの
 - ② 協会に加入していない業者の取引に係るもの

(1) 受付件数

相談受付件数は399件で、月間平均件数は33.3件でした。前年（449件）との比較では50件の減少（－11.1%）となりました。月別では7月に51件と最も多くの相談が寄せられましたが、これは金や白金の急落等の相場動向が一つの要因と考えられます。

(2) 相談内容

内容別にみると、「損金を取り戻せるか否かに関するもの」が61件と最も多く、次いで「勧誘に関するもの」が33件、「日商協の対応に関するもの（苦情・紛争仲介の手続き等）」が28件、「外国証拠金取引に関するもの」が26件と続いています。

《相談》

（単位：件）

平成 27 年													平成 26 年
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	
43	40	29	41	24	29	51	19	32	29	32	30	399	449

2. 苦情

- お客様は、相談センターに電話、手紙及びWEB等の方法により、協会の会員に対する苦情を申し出ることができます。
- 苦情の申出に対し、相談センターの相談員はお話を伺い、必要な助言や苦情に係る事情を調査します。
- お伺いした苦情の内容は相手方会員に通知してその迅速な解決を求める等の対応を行い、苦情の解決の促進を図ります。
- 苦情処理は無料で行います。

(1) 受付件数

苦情受付件数は前年と同様の17件で、月間平均件数も1.4件でした。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、商品取引契約の締結に係る勧誘と個々の取引の勧誘の双方を含む「不当勧誘類型」が13件で全体の76.5%を占めました。次いで「連絡不備類型」が2件、「一任売買類型」「その他」がそれぞれ1件となりました。

また、「不当勧誘類型」13件の内訳は、「執拗な勧誘」が5件と最も多く、「適合性原則違反」「両建」が2件と続いています。

《苦情》

(単位：件)

平成27年													平成26年
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	
0	0	1	4	2	2	2	1	0	2	1	2	17	17

3. 紛争仲介

- 相談センターでは、前述の苦情処理で苦情の解決に至らなかった場合や、本会の苦情処理に依らずにお客様と会員が自主的に話し合いを行っても解決に至らなかった場合などに、解決手段の一つとして、紛争仲介を行っています。
- 紛争仲介は、協会が委嘱する弁護士や専門知識を有する有識者等である担当あっせん・調停委員が行います。
- 紛争仲介制度を利用される際には、申出手数料及び期日手数料の紛争仲介に係る手数料をご負担いただくことになります。

(1) 紛争仲介の新規申出件数

紛争仲介の新規申出件数は27件で、前年(19件)との比較では8件の増加(+42.1%)となりました。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」23件が最も多く、次いで「過当売買類型」が2件、「一任売買類型」「その他」がそれぞれ1件となりました。

(3) 処理状況

新規申出件数と前年からの係属件数の合計 35 件のうち、終結した件数は 26 件でした。この 26 件のうち解決が 12 件、打切りが 12 件、取下げが 2 件でした。この結果、解決率は 50.0%となりました。

解決率＝解決件数 12／（終結件数 26－取下げ件数 2）

なお、平成 27 年 12 月末の係属件数は 9 件で、前年同期（8 件）に比べ 1 件減少しました。

《紛争仲介》

（単位：件、％）

区 分	平成 27 年	平成 26 年	対前年 増減率
新規申出件数	27	19	+42.1
前年（12 月末時点）係属件数	8	8	±0
終結件数	26	19	+36.8
（解決）	(12)	(11)	(—)
（打切り）	(12)	(6)	(—)
（取下げ）	(2)	(2)	(—)
12 月末時点係属件数	9	8	

4. トラブル（苦情＋紛争仲介直接申出）

(1) 受付件数

トラブル受付件数は 38 件で、月間平均件数は 3.2 件でした。前年（25 件）との比較では 13 件の増加（+52.0%）となりました。

(2) 申出事由

申出事由類型別にみると、「不当勧誘類型」が 31 件と最も多く、次いで「一任売買類型」「無断売買類型」「連絡不備類型」がそれぞれ 2 件、「その他」が 1 件となっています。

《トラブル》

（単位：件）

平成 27 年													平成 26 年
1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	
2	2	4	5	2	3	4	2	1	4	2	7	38	25

（注）「トラブル」とは、「苦情」と「紛争仲介直接申出」を合計したもの。

V. 統計資料等

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者（商先業者）の状況

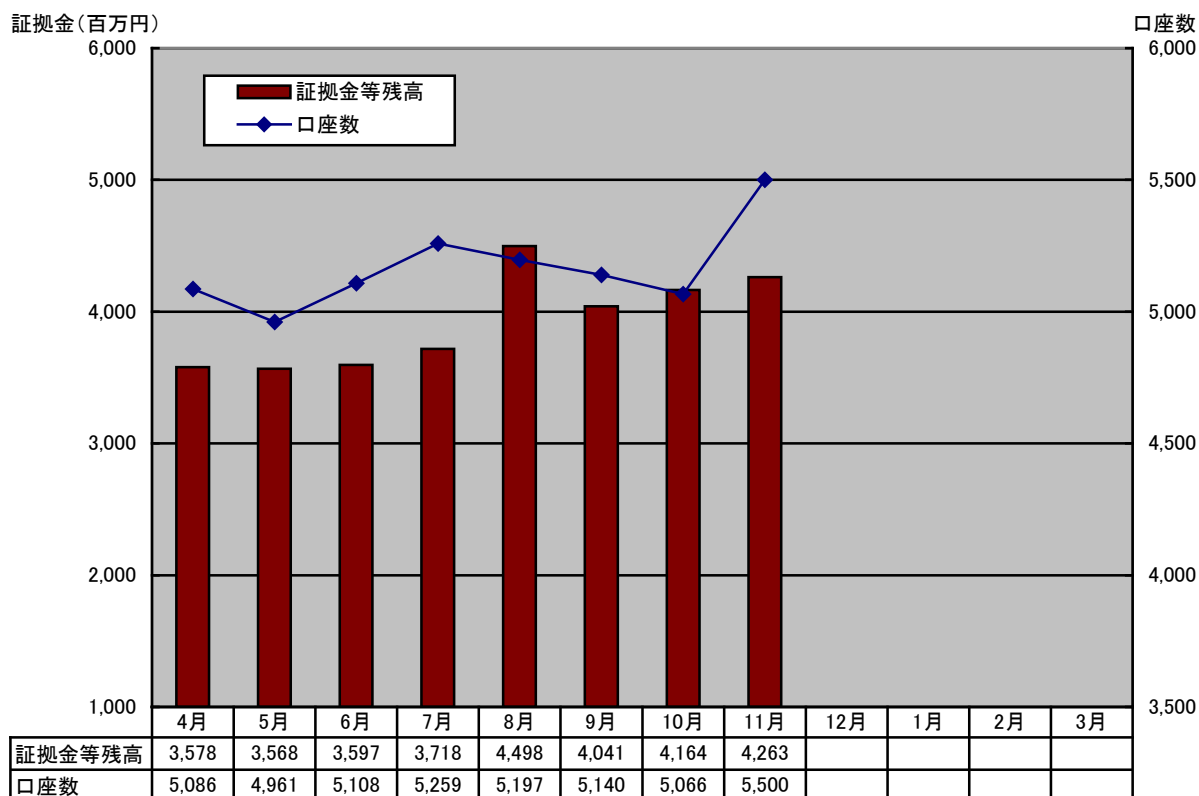
年度		商先業者数		国内市場 売買枚数 (千枚)	国内市場 取組高 (千枚)	国内市場 商先業者 売買枚数 (千枚)	国内取引 を行う社 の外務員 (人)	手数料 収入 (百万円)	国内取引 苦情・ 紛争仲介 直接申出 (件)
		全体	国内取 引社数						
H17 年度		—	86	215, 489	1, 514	182, 145	12, 055	223, 839	385
H18 年度		—	79	170, 133	1, 080	141, 951	9, 678	153, 760	279
H19 年度		—	70	142, 141	661	114, 494	6, 926	113, 659	286
H20 年度		—	49	92, 623	415	63, 641	4, 801	62, 128	195
H21 年度		—	37	68, 518	447	44, 990	3, 511	48, 420	100
H22 年度		53	33	63, 570	393	44, 654	2, 784	44, 236	55
H23 年度		59	33	65, 818	394	50, 662	2, 405	46, 222	66
H24 年度		56	32	56, 227	391	47, 185	2, 314	43, 174	48
H25 年度		51	32	48, 377	265	43, 571	2, 308	34, 370	40
H26 年度		49	31	46, 028	337	41, 929	2, 277	31, 400	27
	4 月	49	31	3, 789	355	3, 540	2, 244	2, 217	5
	5 月	48	31	3, 480	402	3, 240	2, 345	1, 846	2
	6 月	48	31	4, 188	431	3, 934	2, 354	2, 262	3
	7 月	48	31	4, 953	422	4, 592	2, 330	2, 715	4
	8 月	48	31	4, 874	423	4, 609	2, 313	2, 348	2
	9 月	47	30	4, 233	400	3, 978	2, 285	2, 183	1
	10 月	47	30	4, 081	405	3, 878	2, 238	2, 014	4
	11 月	47	30	3, 879	420	3, 671	2, 230	2, 092	2
	12 月	47	30	4, 298	422		2, 200		7
	1 月								
	2 月								
	3 月								
H27 年度		47	30	37, 776	400	31, 443	2, 313	17, 677	30
前年同月比				110. 5%		118. 1%		84. 5%	157. 9%

- 1) 商先業者数、国内市場取組高、国内取引を行う社の外務員数は年度末現在、これ以外は年度累計の値である。
- 2) 商先業者は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされ、国内市場取引のみが規制の対象であった。
- 3) 年度末日（月末日）に廃業した会社に係る外務員数は数値に含めているが、商先業者数からは除いている。
- 4) 平成 23 年 1 月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。

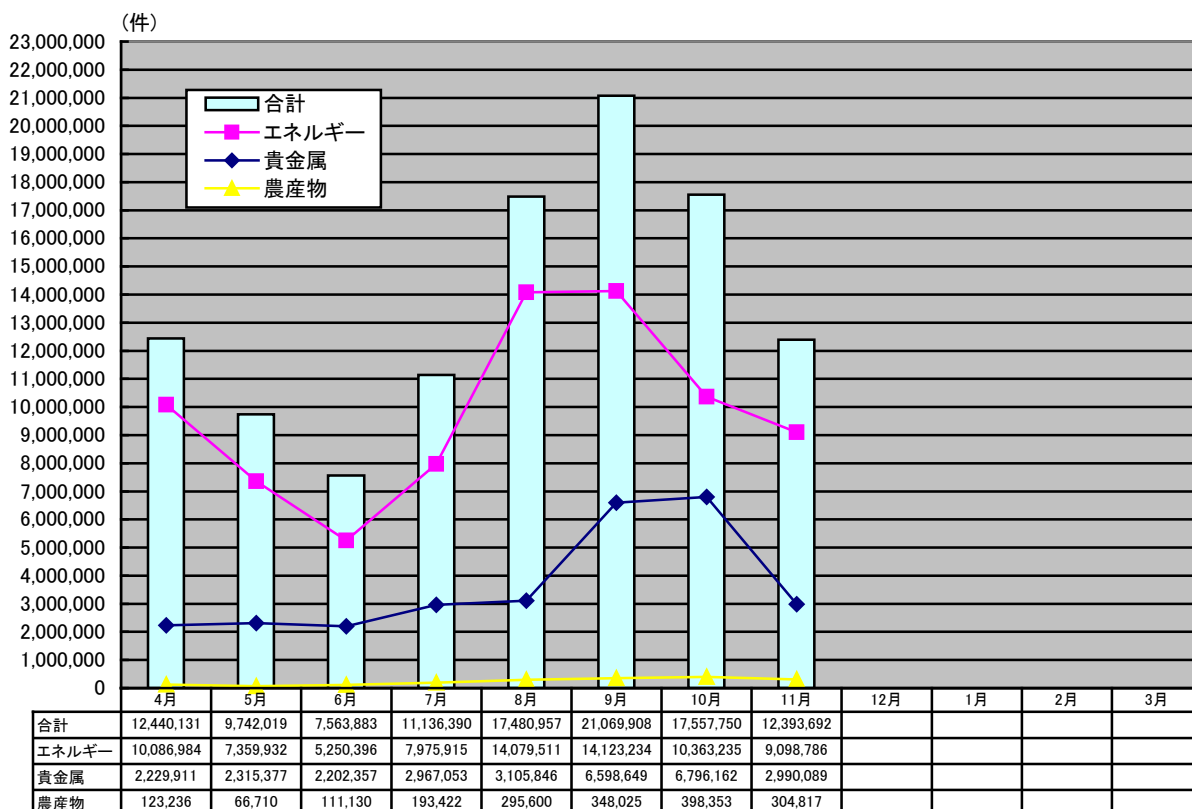
出典：商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数、手数料収入及び苦情・紛争仲介直接申出は当協会調べ
国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」、国内市場取組高は平成 19 年度まで全国商品取引所
連合会編「商品取引所年報」等（各月央値）、20 年度以降は各商品取引所（月末値）

2. 店頭商品C F D取引の状況

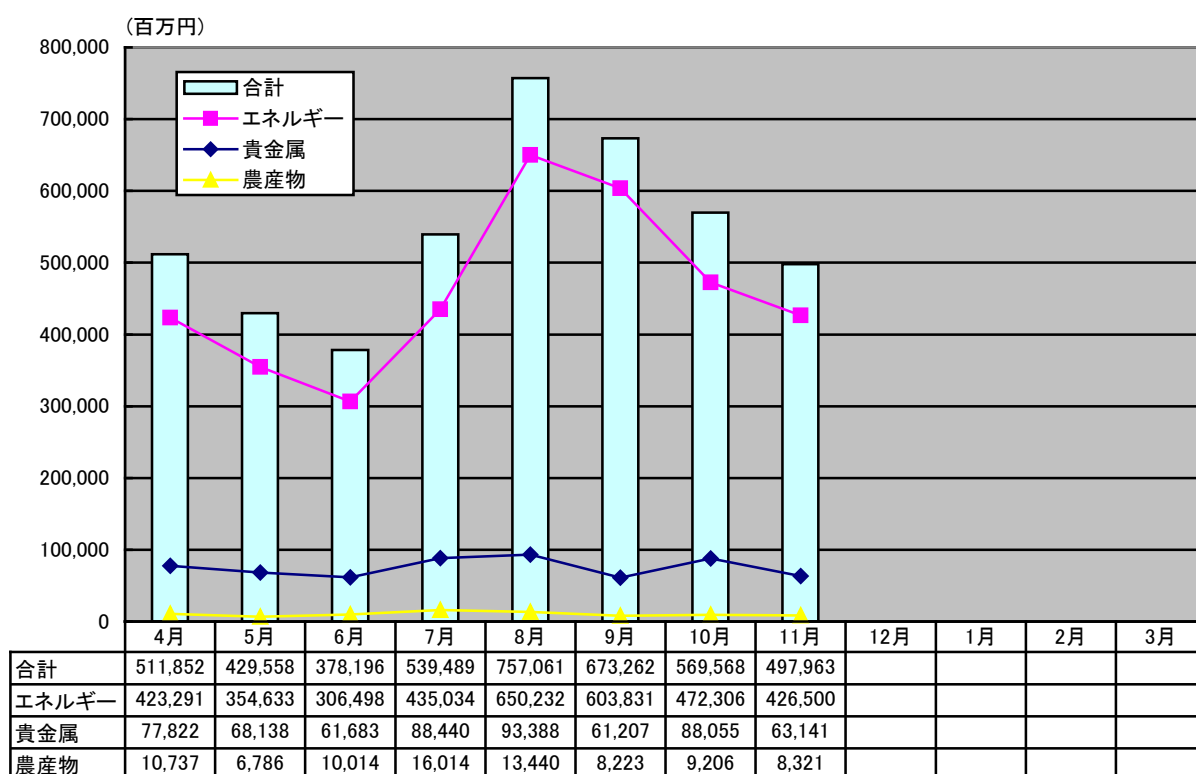
(1) 2015（平成27）年度 月末証拠金等残高と口座数



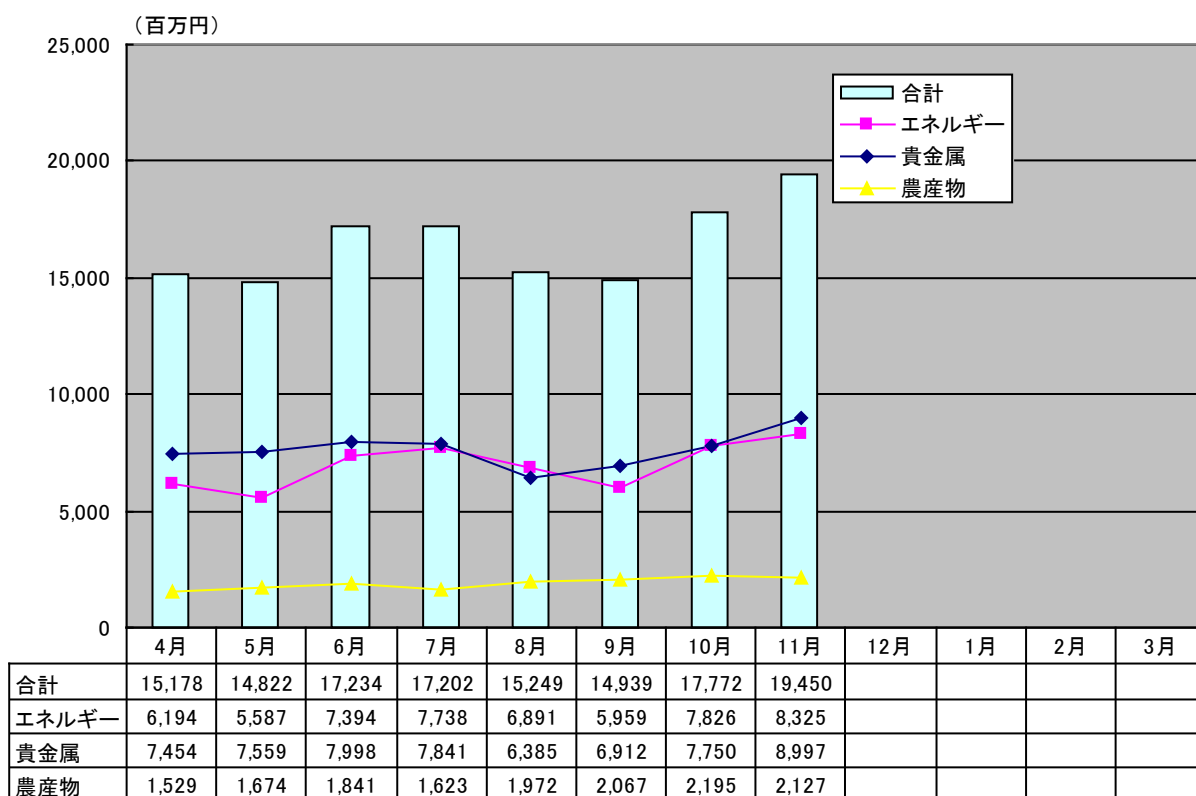
(2) 2015（平成27）年度 月間取引件数



(3) 2015（平成27）年度 月間取引金額



(4) 2015（平成27）年度 月末取引残高



3. 登録外務員数の推移

平成 21 年度まで

単位：人

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成 15 年度	14,773	5,619	2,487	5,498	14,894
平成 16 年度	14,894	4,872	2,473	5,155	14,611
平成 17 年度	14,611	4,271	729	6,827	12,055
平成 18 年度	12,055	2,695	545	5,072	9,678
平成 19 年度	9,678	1,668	457	4,420	6,926
平成 20 年度	6,926	980	287	3,105	4,801
平成 21 年度	4,801	715	887	2,005	3,511

平成 22-26 年度

単位：人

	前年度末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当年度末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
平成 22 年度	3,511	3,511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2,788	0
平成 23 年度	2,801	2,788	0	28,208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29,077	2,409	272
平成 24 年度	29,077	2,409	272	4,173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30,613	2,314	194
平成 25 年度	30,613	2,314	194	3,306	388	20	193	191	0	2,802	410	33	31,117	2,308	181
平成 26 年度	31,117	2,308	181	2,673	344	38	200	200	0	1,987	375	32	31,803	2,277	187

※ 平成 23 年 1 月 1 日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成 27 年度

単位：人

	前月末外務員数			新規登録者数			登録更新者数			登録抹消者数			当月末外務員数		
	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者	合計	うち国内 商品市場	うち仲介 業者
4 月	31,803	2,277	187	527	17	0	22	21	0	423	50	4	31,907	2,244	183
5 月	31,907	2,244	183	299	126	1	36	36	0	241	25	4	31,965	2,345	180
6 月	31,965	2,345	180	305	34	37	98	98	0	125	25	6	32,145	2,354	211
7 月	32,145	2,354	211	125	11	2	145	145	0	210	35	4	32,060	2,330	209
8 月	32,060	2,330	209	263	18	0	10	10	0	129	35	3	32,194	2,313	206
9 月	32,194	2,313	206	295	13	0	10	10	0	116	41	7	32,373	2,285	199
10 月	32,373	2,285	199	158	8	0	27	27	0	217	55	9	32,314	2,238	190
11 月	32,314	2,238	190	217	13	0	28	28	0	157	21	6	32,374	2,230	184
12 月	32,374	2,230	184	236	6	0	32	32	0	170	36	5	32,440	2,200	179
1 月															
2 月															
3 月															

※ 「うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

4. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 27 年 12 月 31 日現在

(単位：社)

外務員数	会員数	うち国内商品市場を行う会員数
10,000 名以上	1	0
5,000 名以上 10,000 名未満	2	0
1,000 名以上 5,000 名未満	1	0
500 名以上 1,000 名未満	0	0
450 名以上 500 名未満	0	0
400 名以上 450 名未満	0	0
350 名以上 400 名未満	0	0
300 名以上 350 名未満	1	1
250 名以上 300 名未満	1	1
200 名以上 250 名未満	1	0
150 名以上 200 名未満	0	0
100 名以上 150 名未満	7	7
50 名以上 100 名未満	6	5
25 名以上 50 名未満	10	8
10 名以上 25 名未満	10	6
10 名未満	7	2
合 計	47	30
外務員総数(名)	32,261	2,200

注) 登録外務員数 1,000 名以上の 4 社はいずれも銀行である。

銀行関係 (5 社) の外務員数は 29,846 名であり、全体の 92.5%となっている。

5. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成 27 年 12 月 31 日現在

(単位：社)

10 名以上	1 (167 名)
10 名未満	3
合 計	4
外務員総数(名)	179

6. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について（リンク先）

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

[株東京商品取引所](http://www.tocom.or.jp/jp/)（「相場情報」または「ヒストリカルデータ」） <http://www.tocom.or.jp/jp/>
[大阪堂島商品取引所](http://www.ode.or.jp/)（「相場情報」） <http://www.ode.or.jp/>

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会 [業界統計データ](http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html) <http://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html>
㈱日本商品清算機構 [統計資料等](http://www.jcch.co.jp/b/b08.html)（出来高速報等） <http://www.jcch.co.jp/b/b08.html>
日本商品委託者保護基金 [委託者資産保全措置の状況](http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm) <http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm>

(3) （一般向け）先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト

㈱東京商品取引所（[先物・オプション入門](http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#websemi)） <http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#websemi>
大阪堂島商品取引所（「[商品先物取引ガイド](http://www.ode.or.jp/)」） <http://www.ode.or.jp/>
日本商品先物振興協会（[取引をなさる方へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#1>
〃（[産業界の皆様へ](http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6)） <http://www.jcfia.gr.jp/index.html#6>



日本商品先物取引協会

〒〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7

☎ 03-3664-4731

URL <https://www.nisshokyo.or.jp>